

これからの人権教育・啓発の課題は何か

近年の地方自治体における人権意識調査結果から

神原文子

要約 近年に実施された複数の市民人権意識調査において、市民の差別意識と人権意識を測定する尺度を構成し、それらを用いて分析した結果、以下のような知見を得た。①差別の社会化経験により差別を肯定する考え方を内面化した場合、その後、人権問題を学習しても反差別意識や人権推進意識を高める効果は限定的であること、②これまでの人権問題学習は「被差別者責任論」の否定に効果をあげてきたが、③忌避意識の低減に効果があったとは言えない。

1 問題意識

本稿では、近年、私自身が関わらせていただいた複数の自治体における人権意識調査にもとづいて、人権意識調査において何を明らかにするのかという問題意識、そのためにどのような手法を用いることが有効かという分析方法、そして、それらの手法を用いることで何が明らかになったのかという知見について紹介したい。とりわけ、市民ひとりひとりの差別意識と人権意識に焦点をあて、差別意識の程度と人権意識の程度を測る尺度を構成し、それらを用いて、差別意識と人権意識に影響する諸要因を検討するとともに、これまでの人権教育や人権啓発の成果をふまえて、今後の施策の課題について提起したい。

なお、本稿で紹介する内容は、下記の人権意識調査報告書において公表されているものからの引用であり、個票データを目的外使用して、新たに分析したものではないことをお断りしておきたい。

・豊中市 2008『人権についての市民意識調査』（2007年9月実施、16歳以上の男女5000人、郵送法、回収数1774人、回収率35.9%。以下では、「豊中市調査2007」と略記する）

・三田市同和教育研究協議会 2008『三田市人権に関する市民意識調査』（2007年7月、20歳以上市民5000人、郵送法、回収数1928人、回収率38.6%。以下では、「三田市調査2007」と略記する）

・高槻市 2010『第5回高槻市人権意識調査報告書』（2009年9～10月実施、16歳以上市民3100人、郵送法、回収数1605人、回収率52.1%。以下では、「高槻市調査2009」と略記する）

・明石市 2011『明石市人権に関するアンケート報告書』（2010年6月実施、18歳以上男女3000人、郵送法、回収数1237人、回収率41.2%。以下では、「明石市調査2010」と略記する）

ちなみに、内田龍史や奥田均は、2000年以降に実施された人権意識調査を、「A：部落問題を中心とした調査」「B：部落問題にウェイトをおいているが他の人権課題についても取り上げている調査」「C：様々な人権課題を並列的に取り上げている調査」に区分している（内田2007、奥田2008）。これらの区分に従うならば、「豊中市調査2007」「三田市調査2007」「明石市調査2010」はBに該当し、「高槻市調査2009」はCに該当する。

2

既存の市民人権意識調査における成果と課題

毎年のように、多くの自治体において、市民を対象にした「人権意識調査」が実施されている。それらにおける調査の目的は、おおよそ、市民の人権に関する意識を把握し、人権教育・啓発など、今後の人権に関する施策を推進するうえでの基礎資料とすることとわられている。およそ5年おきに調査が実施されている自治体も少なくない。しかし、折角の調査データであるにもかかわらず、十分な分析がなされているとは言えない報告書があまりにも多いことは残念である。調査における問題点を列挙しよう。

- ①「人権施策を推進するための基礎資料とする」という調査のねらいのもとで、具体的に、どのような問題意識で調査するのか、どんな仮説を検証するのかなど、実査における限定的な分析課題が明確にされないまま、調査票の作成、集計・分析がなされている調査が少なくない。分析課題が曖昧であれば、調査項目のねらいが絞れず、分析も機械的になりかねない。
- ②いくつかの人権意識調査報告書によると、さまざまな人権にかかわりがありそうな質問項目を用意し、それらの回答についての単純集計結果と、性別、年齢別などの基本的な属性とのクロス集計の結果が示されて、それらの集計結果について解説がなされている。しかし、分析はそこまで、という報告書が少なくない。もちろん、調査を実施しないよりは実施したほうがよい。しかし、はたして、単純集計と簡単なクロス集計結果だけで、人権施策に活かすことができるのかと考えれば、はなはだ疑問である。
- ③クロス集計とは、名義尺度や順序尺度の2変数間の関連をみる分析方法である。2変数間の関連について仮説を立て、その仮説を検証するためにクロス集計をした場合、カイ二乗

検定などの有意差検定を行わないと、2変数間に関連があるかどうかは判断できない。にもかかわらず、有意差検定が行われている調査はごく限られている。アンケート調査のデータ分析において、クロス集計をすればカイ二乗検定などの有意差検定を同時に行うということは、社会調査では“常識”である。にもかかわらず、なぜ行われていないのか。その大きな要因のひとつは、人権意識調査の実施にあたって、人権問題が専門で、なおかつ、社会調査に精通した（たとえば、専門社会調査士資格を持った）研究者が加わっていないからではないだろうか。

- ④「人権意識」とは、そもそも、どのような意識を指すのか。「人権意識」自体を明確にしないまま、「人権意識」を測る質問項目が用意されている調査が少なくない。「差別意識」についても同様である。

いくつか参考になるデータ分析結果と知見を紹介しよう。

1 「大阪府調査2000」での佐藤裕の分析

社会学者の佐藤は、社会調査法にもとづく分析を行っている（佐藤2002a, 2002b）。まず、「忌避的態度」を、「差別的な問題設定がなされたときに、その枠組みが受け入れられてしまう可能性」と概念化している。はじめに概念ありきである。ただ、この概念はわかりにくい。佐藤自身、分析においては、「忌避的態度」を測定するために、指標として、「もし、あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区を避けることがありますか」という質問を用いている。むしろ、上記の概念は、佐藤のいう「状況認識」による「他者化」と解されるのであり、その結果としての、「（被差別部落や出身者などの）被

差別の対象を避けようとする」態度を、「忌避的態度」と定義したほうがわかりやすい。なぜなら、「状況認識」による「他者化」の結果、忌避的態度のみならず、排除的態度、蔑み（見下し）的^{おとし}態度、貶め的態度などが形成されることもありうるからである。

佐藤は「忌避的態度」を被説明変数として、「教育・啓発からの情報伝達」、「家族や友人などからの情報伝達」、「(差別についての)倫理的判断」、「(部落差別についての)状況認識」の変数相互の関連を示す基本モデルを作成し、モデルの検証を行った。その結果、多くの重要な知見を得ている（佐藤2002a, 佐藤2002b）。

〈知見1-1〉差別についての認識が深い人ほど、忌避的態度が少ない。

〈知見1-2〉差別解消に積極的な人のほうが忌避的態度は少ない。

〈知見1-3〉「被差別者責任論」の考えが強い人ほど忌避的態度が強い。

〈知見1-4〉厳しい差別があると認識している人ほど忌避的態度が強い。

〈知見1-5〉将来も、差別はなくなると考えているほど忌避的態度が強い。

〈知見1-6〉差別する側が優勢であるとの認識を持つ人のほうが忌避的態度は強い。

〈知見1-7〉同和地区の人とそれ以外の人とは、互いに理解・協力が困難であるとの認識を持つ人のほうが忌避的態度は強い。

〈知見1-8〉教育・啓発を受けた人のほうが、忌避的態度が低くなるとは言えない。

〈知見1-9〉小学校で「同和教育」を受けた人のほうが忌避的態度は強い。

〈知見1-10〉教育・啓発を受けた人は、被差別者責任論を否定する傾向にある。

〈知見1-11〉小学校から高校までの同和问题学習を受けた人ほど、差別についてより厳しい現状認識を持つ傾向にある。

〈知見1-12〉研修・啓発を受けた人ほど、理解・協力の可能性があるという見解をもちやすい。

〈知見1-13〉「こわい」、「関わらないほうがよい」などの話を聞くことと忌避的態度との間に相関がある。

〈知見1-14〉忌避的態度を目的変数とした重回帰分析の結果、影響力の大きい項目は、「理解・協力の可能性」、「結婚差別の現状認識」、「こわいというイメージ」、「こわいという情報」、「勢力観」の順であった。

〈知見1-15〉「こわい」という話を聞いて、「そのとおりに思った」人は、話を聞いたことがない人よりも忌避的態度が強い。

2 「大阪府調査2005」における奥田均の分析

「大阪府調査2005」のデータを用いて、奥田は、忌避意識と関連する諸要因の検討を行っている（奥田2006）。佐藤による知見を追証する結果が少なくないが、ここでは、異なった知見や新たな知見を列挙しよう。

〈知見2-1〉大学での学習と職場での研修は、忌避意識の克服に貢献している。

〈知見2-2〉小・中・高での同和教育の経験は、忌避意識の克服との間に有意な関連がみられない。

〈知見2-3〉知り合いで、差別問題や人権擁護に取り組んでいる人がいるほど、忌避意識の克服に有効である。

〈知見2-4〉同和地区に住んでいる人とのつきあいは、忌避意識の克服に有効である。

〈知見2-5〉差別発言への反対対処は、差別解消への展望と関連する。

〈知見2-6〉差別への倫理的態度が、差別発言への反対対処と関連する。

〈知見2-7〉差別する人がやがて孤立してしまうという社会動向認識は、差別発言への反対

対処（反対する言動）と関連する。

〈知見2-8〉職場での研修は、差別発言への反対対処に一定の効果がみられる。

〈知見2-9〉知り合いで、差別問題や人権擁護に取り組んでいる人がいることと、差別発言への反対対処と関連する。

〈知見2-10〉同和地区に住んでいる人と一緒に福祉や教育活動をするつきあいは、差別発言への反対対処と関連する。

〈知見2-11〉年齢の高い人ほど、「寝た子を起こすな論」を重視する。

〈知見2-12〉学校での同和教育や職場での研修は、「寝た子を起こすな論」を克服する効果がある。

〈知見2-13〉「寝た子を起こすな論」は、「被差別者責任論」と関連する。

〈知見2-14〉年齢が高いほど、「部落分散論」を支持する傾向にある。

〈知見2-15〉大学での同和問題研修や職場での研修は、「部落分散論」の克服に一定の効果がある。

〈知見2-16〉「部落分散論」と「被差別者責任論」と強い関連がある。

3 「四日市市民意識調査 2005」における 笠原・関根・筒井らの分析

笠原・関根・筒井らは、四日市市民意識調査データにより、自尊感情と人権意識について仮説検証を行っている。知見のみ列挙しよう（家裁・関根・筒井2006）。

〈知見3-1〉自尊感情の高さと、部落差別問題解決に向けて自ら積極的に関わっていくこととの間に有意な関連はみられない。

〈知見3-2〉基本的に人権意識水準の高い人ほど、自尊感情が高い傾向にある。

なお、人権意識と自尊感情との間に強いつながりがあるとの結論が示されているが、分析結果を見る限り、かなり強引な結論であり、受け

入れがたい。

私自身も、本稿で紹介する人権意識調査だけではなく、それ以前に、複数の自治体の人権意識調査に関わらせていただき、個票データの分析もさせていただいて、多くの興味深い知見を得ている。豊中市『人権についての市民意識調査報告書』2001、茨木市『市民の部落差別と人権意識』2007、生駒市『人権問題に関する市民意識調査報告書』2005などである。紙面の都合上、詳細を紹介することはできないが、これらの調査における分析技法や分析結果を、本稿で紹介する人権意識調査のデータ分析に活用させていただいていることをお断りしておこう。

3 分析課題

1 何を明らかにするのか

自治体における人権意識調査において、まず、明らかにすべき課題は、市民の人権意識や差別意識の程度を捉えることである。とはいえ、市民の人権意識や差別意識の程度をどのように捉えるのか。残念ながら、私たちの社会には、人びとの人権意識の程度や差別意識の程度を測定する尺度は、未だ存在していないのである。

これまで、多くの自治体における人権意識調査では、同和問題に焦点をあてて、「自分、あるいは、子どもの結婚相手が同和地区出身であるとかわかった時、どうするか」といった質問や、「もし、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同じ小学校区にある物件は避けることがあると思うかどうか」といった質問への回答によって、排除意識あるいは忌避意識という差別意識が測定されてきた。同和問題を中心とした調査に分類される「大阪府調査2000」や「大阪府調査2005」

では、「同和地区という言葉聞いたときのイメージ」や「差別というものについての考え方」という「倫理的判断」を問う質問項目も用意された。とはいえ、「部落差別意識」を測定する場合、どのような標識を捉えれば、必要十分なのかという検討がどれほどなされたのか、私は寡聞にして知らない。さまざまな差別事象について、差別意識や人権意識の程度を測定する尺度を作って、分析に用いたという報告書も、私は存じ上げない。

また、近年の人権意識調査は、「部落問題を中心とした調査」から「部落問題にウェイトをおいているが他の人権問題についても取り上げている調査」や「様々な人権問題を並列的に取り上げている調査」に大きく移行している状況をふまえるならば、これまで蓄積されてきた部落差別意識に関する知見と、他の人権問題における意識との関連を検討することも、新たな分析課題として設定する必要がある。

それでは、「差別意識」や「人権意識」を調査するという場合、「差別意識」や「人権意識」をどのように概念化し、どのような質問項目によって測定すれば、人びとの「差別意識」や「人

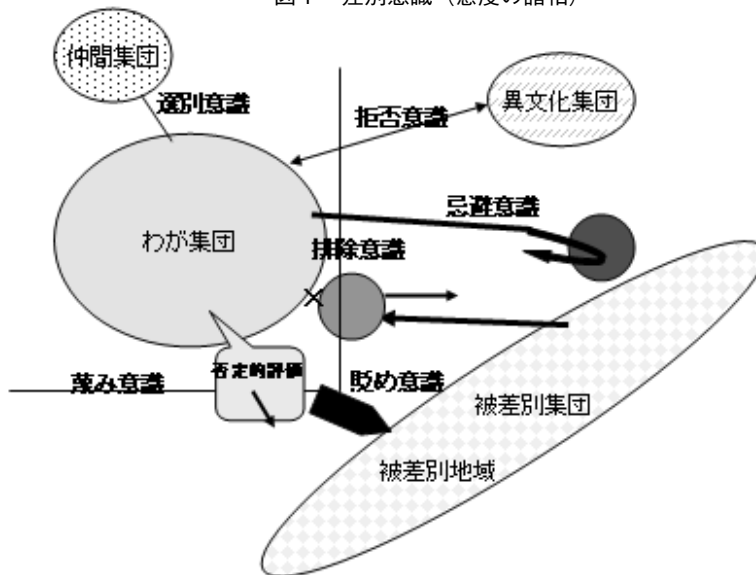
権意識」を測ることができるだろうか。

2 はじめに定義ありき

人権意識調査において、差別意識や人権意識を測定するに先立って、差別意識や人権意識について、定義をしておく必要がある。

私は、長年、「社会的差別」とは何かにこだわってきたが、現時点で、暫定的に次のように差別を定義している。すなわち、「ある社会の中で、勢力をもっている集団とその成員が、その社会のなかで低く位置づけられた他の集団や成員を、不当に（低く、排除、蔑み、剥奪など）扱うことによって利益を得、欲求を充足させる行為と、それを容認する制度である」と。もう少し、わかりやすく表現すれば、「すべての人は、ひとりずつみんな違う。違うけれど、ひとりひとりには絶対的な価値があり、比べることに意味がない。にもかかわらず、社会の中のだれかが、異なった人びとや集団に、優劣、良し悪しなどの価値基準によって序列をつけ、序列の高低によって処遇に差をつけ、そのことがその社会のなかで容認されるしくみ」である、と。また、図1は、社会的差別が容認されている社会

図1 差別意識（態度の諸相）



において、人びとの差別意識の顕れ方を図示したものである（解説は省略）。

他方、人権とは、「①（国家が）すべての人に保障しており、②だれにとっても生きるうえで不可欠な、安心（生命、生活、人生の安心）、自信（自分は自分という信頼）、自由（選択の自由）、平等（安心、自信、自由の平等）といった内容であるからこそ、③義務をとまなわない（ただし「他人の人権を侵害してはならない」という規範遵守のもとで）権利である」と。人権意識とは、自他双方において、このような人権を尊重し、尊重されるべき、という考えであると捉えることができる。

私が、人権意識調査のアンケート調査票の作成から関わった自治体では、このような定義を念頭に質問項目を検討したが、時間的な制約から、差別意識項目や人権意識項目の妥当性について、いずれも予備調査ができなかったことを断っておきたい。

4 差別意識を測定する

1 差別意識尺度

人びとの差別意識の程度を測ることができなければ、どのような要因が差別意識の高低に関連するのかを明らかにできないし、差別意識を低くするための有効な人権問題学習や人権啓発のあり方についても明らかにできないはずである。そもそも、人びとの差別意識の程度を測るうえで、どのような質問項目が有効なのか。部落差別についての意識を問えば、他のさまざまな差別意識を問う必要はないのかどうか。被差別部落の人びとに対する結婚差別意識は、女性差別意識や、高齢者に対する差別意識と関連するのかどうか。明らかにすべき課題は少なくない。

私は、前述の人権意識調査に関わるなかで、差別意識を測るための尺度づくりに取り組んだ。まず、「豊中市調査2007」で、差別意識尺度の作成を試みた。

「豊中市調査2007」では、人びとの差別意識を測るために、さまざまな差別事象について、回答者の態度を問う5項目を用意した。すなわち、「ア自宅近くに障害者施設の建設計画が持ち上がった場合は反対する」（障害者にたいする排除意識）、「イ自分の身内に障害のある子どもが生まれることはいやだ」（障害児にたいする排除意識）、「ウ結婚する相手の家族の状況は調べておきたい」（排除意識）、「エ同和地区を含む校区には引っ越したくない」（被差別部落にたいする忌避意識）、「オ自分の身内が未婚のまま子どもを産むことには反対する」（婚外子にたいする排除意識）である。そして、「よくあてはまる」、「まあまああてはまる」、「どちらともいえない」、「あまりあてはまらない」、「まったくあてはまらない」の5件法で回答を求めた。

回答結果をもとに、これら5項目から差別意識尺度を作成することができるかどうかを検討するために、因子分析という分析技法を用いることにした。因子分析とは、多変量解析の一種で、データを要約するために用いる手法であり、

表1 差別意識項目の因子分析結果

差別意識項目	第1因子
同和地区を含む校区には引っ越したくない	0.734
結婚する相手の家族の状況は調べておきたい	0.644
自分の身内に障害のある子どもが生まれることはいやだ	0.534
自分の身内が未婚のまま子どもを生むことには反対する	0.478
自宅近くに障害者施設の建設計画が持ち上がった場合は反対する	0.458
寄与率	0.336
クロンバックの信頼性係数 α	0.703
解釈	差別意識

因子抽出法：主因子法

変数間の相関関係から潜在的ないくつかの共通因子を抽出し、データ（変数群）を潜在因子に分解する方法である。その結果、表1のように、5項目が1因子に収斂した。障害者差別と部落差別と婚外子差別が、また、排除意識と忌避意識が同じ因子に収斂したことになる。差別意識の根っこは同じなのかもしれない。個々の因子負荷量をみると、いずれも0.4以上の数値を示していることから項目として有効であると判断し、この因子を「差別意識」因子と名づけることにする。そのうえで、この因子が、一次元尺度として有効かどうかを判断するためにクロンバックの信頼性係数を求めたところ、 $\alpha = 0.703$ となり、ある程度、高い数値であることから、これらの項目によって一次元尺度を構成しても問題ないと判断する。

後述する「明石市調査2010」では、同じ質問項目を用意し、選択肢は、「全く気にしない」、「あまり気にしない」、「少し気にする」、「かなり気にする」の4件法であったが、同様の手法

で因子分析した結果、1因子に収斂し、クロンバックの信頼性係数 $\alpha = 0.713$ であった。ちなみに、「明石市調査2010」では、得点が高いほど差別意識が低くなる「反差別意識」尺度を構成した。

また、2010年に実施された大阪府と大阪市調査でも、同じ質問項目を用意し、同様に因子分析を行ったところ、1因子に収斂した。これらの分析結果から、この差別意識尺度は、一定の信頼性があると判断できる。

そこで、これらの項目を用いて、尺度を作成するために、個々の質問項目について、「よくあてはまる」1点、「まあまああてはまる」2点、「どちらともいえない」3点、「あまりあてはまらない」4点、「まったくあてはまらない」5点と点数化し、5項目に対する回答の合計点を、個々の回答者の差別得点とみなすことにする。最も差別意識の高い人は5点、最も差別意識の低い人は25点となる。平均値14.6点、標準偏差4.0であった。

表2 性別・差別意識平均点

	度数	平均値	標準偏差
男性	706	14.5	3.9
女性	979	14.7	4.0
合計	1685	14.6	3.9

p=0.292 —⁽¹⁾

表3 年齢別・差別意識平均点

	度数	平均値	標準偏差
16～19歳	53	15.5	3.9
20～24歳	65	16.0	3.1
25～29歳	85	15.6	4.0
30～34歳	142	15.0	4.1
35～39歳	158	14.9	3.6
40～44歳	162	14.1	4.1
45～49歳	158	14.6	4.1
50～54歳	99	14.6	3.8
55～59歳	192	14.6	3.8
60～64歳	157	14.8	3.8
65～69歳	157	14.3	4.0
70歳以上	267	13.7	4.0
合計	1695	14.6	3.9

p=0.000 ***

表4 学歴・差別意識平均点

	度数	平均値	標準偏差
小学校、高等小学校、中学校	195	14.8	4.0
高等学校	602	14.8	3.9
大学、大学院、短期大学	833	14.4	3.9
その他	59	14.9	4.2
合計	1689	14.6	3.9

p=0.227 —

表5 職業別・差別意識平均点

	度数	平均値	標準偏差
自営業	142	14.0	3.7
民間企業の経営者・管理者	95	13.6	3.1
民間企業の勤労者	376	14.9	3.9
公務員、教員	53	16.3	4.7
臨時・パート勤め	228	14.7	3.8
その他の有業者	21	13.7	4.2
家事専業	389	14.0	4.0
学生	90	15.8	3.6
その他の無職	295	14.9	4.0
合計	1689	14.6	3.9

p=0.000 ***

基本的属性と差別意識度との関連をみると、表2から表5のように、性別とは関連しないが、年齢が低いほど差別意識度が下がる傾向がみられる。また、学歴との間では関連は見られず、学歴が高くなっても差別意識が低くなるとは言えない。職業では、民間企業の経営者・管理者は差別意識が強い傾向にあり、公務員、教員は低い傾向にあることがわかる。

2 伝統志向意識と差別意識

差別意識度の高低にどのような要因が影響するのかという点について、ここでは、伝統意識、差別の社会化、人権問題学習との関連をみることにしよう。

〈仮説1〉 伝統志向の強い人ほど、差別意識が強い。

「豊中市調査2007」では、伝統志向を測るた

めに、「家を建てる時や買う時には、家相や方角なども考慮すべきだ」、「めでたいことは、やはり大安の日に行くべきだ」、「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」の3項目について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」、「どちらかといえばそう思わない」、「そう思わない」の5件法の選択肢が用意された。

因子分析によって、一次元性を検討したところ、「家を建てる時や買う時には、家相や方角なども考慮すべきだ」と「めでたいことは、やはり大安の日に行くべきだ」とは1因子となったが、「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」は、同じ因子とはならなかった。

そこで、1因子に収斂した2項目について、回答結果を加算し、「伝統志向尺度」を作成した。

表6 伝統志向と差別意識度との関連

	差別意識度				合計	
	強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)		
伝統志向	強い(2,3)	63 17.5%	176 48.8%	95 26.3%	27 7.5%	361 100.0%
	やや強い(4,5)	57 8.5%	321 47.8%	249 37.1%	45 6.7%	672 100.0%
	やや弱い(6,7)	25 6.1%	140 34.1%	192 46.8%	53 12.9%	410 100.0%
	弱い(8,9,10)	10 3.6%	90 32.7%	112 40.7%	63 22.9%	275 100.0%
合計	155 9.0%	727 42.3%	648 37.7%	188 10.9%	1718 100.0%	

注： $\chi^2=136.770$ df=9 P<0.001 ***

表7 「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきでない」と差別意識度との関連

	差別意識度				合計	
	強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)		
伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない	そう思う	65 19.6%	151 45.5%	94 28.3%	22 6.6%	332 100.0%
	どちらかといえ	32 9.9%	183 56.8%	91 28.3%	16 5.0%	322 100.0%
	ばそう思う	25 5.5%	181 39.9%	206 45.4%	42 9.3%	454 100.0%
	どちらともい	7 2.9%	103 42.0%	105 42.9%	30 12.2%	245 100.0%
	えない	26 7.1%	106 29.1%	152 41.8%	80 22.0%	364 100.0%
	そうは思わ	155 9.0%	724 42.2%	648 37.7%	190 11.1%	1717 100.0%
合計	155 9.0%	724 42.2%	648 37.7%	190 11.1%	1717 100.0%	

注： $\chi^2=175.096$ df=12 P<0.001 ***

次に、伝統志向尺度、差別意識度、それぞれを4段階の順序尺度に変換し、両変数のクロス集計を行った。結果は、表6のとおりであり、次のような知見を得ることができた。

〈知見1〉 伝統志向の強さと差別意識度とは関連する。すなわち、伝統志向の強い人ほど、差別意識が強い傾向にある。

また、「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」という意識と差別意識度との関連を見ると、表7のように、強い関連があることがわかる。

〈知見2〉 「伝統なのだから、女性は大相撲の土俵に上がるべきではない」という考えを支持する人は、差別意識が強い傾向にある。

“伝統を重んじる”という名目が、差別意識を温存したり、カモフラージュしたりしている可能性があることを指摘しておこう。

3 差別の社会化と差別意識

だれしも、差別意識を身につけて生まれてくるわけではない。私は、個々人が、生まれた後に、身近な人びとから差別を教えられ、学習する過程を「差別の社会化」と名づけている。佐藤のいう「家族や友人などからの情報伝達」に相当する。

「豊中市調査2007」では、差別の社会化の経験として、「差別されている人とかかわらないほうがよい」ということを聞いたり、教えられたりした経験を問うている。差別の社会化を経験したかどうかという経験だけではなく、重要なことは、差別の社会化を経験した時にどのように思ったかという主体的な受け止め方の違いである。

〈仮説2〉 差別の社会化を経験して、同調した人は、差別の社会化を経験して反発した人や

経験しなかった人よりも差別意識が強い。

差別の社会化の受け止め方の違いによる現在の差別意識度の違いを分析したのが表8である。差別意識度の強い順にみると、「そのとおりだと思った」(同調)、「そういう見方もあるのかと思った」(容認)、「特に何も感じなかった」(無関心)、「聞いたことない」、「疑問や反発を感じた」(反発)となっている。

差別の社会化を経験して、従順に、「そのとおりだと思った」、「そういう見方もあるのかと思った」といった受け止め方をすることが差別意識の定着に影響を及ぼしており、差別の社会化を経験していない人よりも差別意識が強い傾向にあることがわかる。反対に、差別の社会化を経験して「疑問や反発を感じた」という受け止め方をした人は、差別意識度が低いことも指摘できる。差別の社会化にたいするこのような反発心がどのように育つのかについては、今後、ぜひ明らかにしたい。

表8 差別の社会化の受け止め方別・差別意識平均点

	度数	平均値	標準偏差
そのとおりだと思った	29	11.9	4.4
そういう見方もあるのかと思った	299	12.8	3.4
疑問や反発を感じた	149	16.2	3.8
特に何も感じなかった	12	13.7	4.4
聞いたことない	1223	14.9	3.9
合計	1712	14.6	4.0

p=0.000 ***

〈知見3〉 育ちのなかで差別の社会化を経験して、その内容を従順に内面化した人は、差別の社会化を経験していない人や差別の社会化に反発した人よりも差別意識度が強い。

4 人権の社会化と差別意識

次に、人権の社会化の有無、および人権の社会化の受け止め方の違いによる差別意識度の違いについて紹介する。ここで、「人権の社会化」

とは、個々人が、生まれた後に、身近な人びとから他人の人権を尊重するように教えられ、学習する過程を意味する。人権の社会化については、「差別はいけないことだ」ということを見聞きしたり教えられたりしたことがあるかどうかを問い、「ある」人については、その時の受け止め方を問うている。

〈仮説3〉 人権の社会化を経験して同調した人は、人権の社会化を経験して反発した人や人権の社会化を経験しなかった人よりも差別意識が低い。

表9によると、人権の社会化を経験して、「そのとおりでと思った」(同調)、「そういう見方もあるのかと思った」(容認)という人は、人権の社会化を経験して「疑問や反発を感じた」(反発)人や人権の社会化を経験しなかった人よりも差別意識度が弱いことがわかる。

表9 人権の社会化の受け止め方別・差別意識平均点

	度数	平均値	標準偏差
そのとおりでと思った	959	15.0	4.0
そういう見方もあるのかと思った	452	14.0	3.7
疑問や反発を感じた	53	13.8	4.3
特に何も感じなかった	31	14.5	3.6
受けていない	182	14.0	4.1
合計	1677	14.6	4.0

p=0.000 ***

〈知見4〉 人権の社会化を経験して、そのとおりと受け止めた人は、疑問や反発を感じた人や人権の社会化を経験しなかった人よりも差別意識度は弱い傾向にある。

5 自己評価と差別意識

1990年代ごろから、同和問題学習や人権問題学習において、自尊感情(自己肯定感)が注目されるようになった。私も、被差別部落の子どもたちの学力問題に取り組むなかで、子どもたちの自尊感情が学力と関連があるという知見を導いていた(神原2000)。また、自尊感情の高い子どもは、人を差別したり弱い者いじめをしたりする必要もないとの知見も得てきた。なお、近年では、自尊感情よりも、ありのままの自分を受け入れるという意味で、自己肯定感のほうをもっぱら使っている。

それでは、自己肯定感は、差別意識とも関連するのだろうか。

〈仮説4〉 自己肯定感が高い人ほど、差別意識が弱い。

「豊中市調査2007」では、自己評価に関する12項目を用意し、「よくあてはまる」、「まあまああてはまる」、「どちらともいえない」、「あまりあてはまらない」、「まったくあてはまらない

表10 自己評価項目の因子分析結果

自己評価項目	第1因子	第2因子
自分の人生は、どんなに努力しても、うまくいかないことが多い	0.700	0.041
現在、自分の生活は充実していると思う(逆)	0.569	0.246
自分は、まわりの人から期待されていない、と思うことがある	0.543	0.130
長所も短所も含めて、自分のことが好きだ(逆)	0.479	0.285
人間関係のトラブルが生じたら相談できる人がいる	0.202	0.694
どんな時でも、自分を受け入れて、認めてくれる人がいる(逆)	0.338	0.672
信頼できる少数の友だちと、深くつきあうほうだ(逆)	0.049	0.535
	寄与率	21.4
	累積寄与率	21.4
	クロンバックの信頼性係数 α	0.686
	解釈	自己肯定感
		被受容感

因子抽出法: 最尤法 回転法: Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

表11 自己肯定感と差別意識度との関連

		差別意識度				合計
		強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)	
自己肯定感度	低い(4-9)	10 11.6%	38 44.2%	26 30.2%	12 14.0%	86 100.0%
	やや低い(10-13)	46 8.6%	234 43.5%	217 40.3%	41 7.6%	538 100.0%
	やや高い(14-16)	55 7.2%	335 43.9%	286 37.5%	87 11.4%	763 100.0%
	高い(17-20)	43 13.9%	114 36.8%	108 34.8%	45 14.5%	310 100.0%
合計		154 9.1%	721 42.5%	637 37.5%	185 10.9%	1697 100.0%

注： $\chi^2=27.381$ df=9 P=0.001 **

表12 被受容感と差別意識度との関連

		差別意識度				合計
		強い(5-9)	やや強い(10-14)	やや弱い(15-19)	弱い(20-25)	
被受容感度	低い(3-7)	9 8.3%	41 38.0%	50 46.3%	8 7.4%	108 100.0%
	やや低い(8-10)	34 8.7%	170 43.7%	151 38.8%	34 8.7%	389 100.0%
	やや高い(11-13)	65 8.1%	377 46.8%	290 36.0%	74 9.2%	806 100.0%
	高い(14-15)	46 11.5%	135 33.7%	150 37.4%	70 17.5%	401 100.0%
合計		154 9.0%	723 42.4%	641 37.6%	186 10.9%	1704 100.0%

注： $\chi^2=38.803$ df=9 P<0.001 ***

い」の5件法で回答を求めている。12項目の質問への回答結果をもとに、共通の因子を探るために因子分析を行うことにした。因子分析は最尤法を用いてバリマックス回転を行った。因子負荷量の小さい項目や、単一因子に収斂しない項目を除いて、最終的に、表10のような2因子に収斂した。

第1因子は、因子負荷量の高い項目群から「自己肯定感」と解釈できる。また、第2因子は「被受容感」と解釈できる。

第1因子に高い因子負荷量を示す項目を用いて自己肯定感尺度を構成するにあたって、クロンバックの信頼性係数を求めたところ、 $\alpha=0.689$ であった。同様に、第2因子に高い因子負荷量を示す項目から被受容感尺度を構成するにあたって、クロンバックの信頼性係数を求めると、 $\alpha=0.693$ であった。これらの数値は、十分に大きい数値とは言えないが、尺度を構成するう

えでは問題ないと判断できる。

第1因子の項目も第2因子の項目も、プラスの評価が高いほど点数が高くなるように操作し、点数を加算する。その結果、自己肯定度は4～20点に分布する。他方、被受容度は3～15点に分布する。

自己肯定度、被受容度、および差別意識度を、それぞれ4段階の順序尺度に組み替えてクロス集計を行った結果が、表11、表12である。クロス集計にもとづくカイ二乗検定の結果、自己肯定度、および被受容度のいずれも、差別意識度との間に統計的に有意な関連があることがわかる。ただし、関連の仕方は、単純ではない。

〈知見5〉 自己肯定感が高いほど、一方で差別意識の強い人と、他方で差別意識の弱い人とに分かれる。

〈知見6〉 被受容感が高いほど、一方で差別意識の強い人と、他方で差別意識の弱い人とに

分かれる。

5 人権意識を測定する

1 多元的な人権意識

次に、人権意識を測るための尺度作りを紹介しよう。

「高槻市調査2009」では、私は、「市民の人権意識に焦点をあて、人権意識がどのような価値観や行動様式と関連するのかを明らかにすると

もに、市民の人権意識を高めるうえでの課題を明らかにする」という問題意識で分析を行った。

「高槻市調査2009」では、人権意識を問う多くの設問が用意された。そこで、「人権や差別についての考え方」を問う8項目、「子どもの人権についての考え方」を問う8項目、「ジェンダーについての考え方」を問う7項目、「外国人の受け入れについての考え方」を問う5項目の質問項目を用いて、人権意識因子を見出すために因子分析を行うことにした。詳細な分析手順は省略し、最終的な分析結果のみ示そう。

表13 人権意識に関する因子分析結果

人権意識に関する項目	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子	第5因子	第6因子
差別の原因は、差別された人の側にもある	0.677	0.081	0.025	0.079	0.218	0.074
差別された人は、世の中に受け入れられるように、まず自分から努力する必要がある	0.583	0.072	-0.004	0.089	-0.022	0.101
いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある	0.530	0.190	-0.033	0.031	0.235	-0.042
不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ	0.441	0.142	-0.081	0.191	0.013	0.034
保護者が子どものしつけのために体罰を加えるのはしかたがない	0.192	0.809	-0.052	0.074	0.114	0.095
教師が子どもを指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ	0.245	0.801	0.018	0.057	0.069	0.122
開発途上国の労働者の受け入れは日本の責務であり、もっと受け入れるべきだ (逆)	-0.024	0.009	0.757	0.038	0.095	0.137
少子高齢社会になり日本経済の持続的な発展には外国人労働者の受け入れは不可欠だ (逆)	-0.055	-0.039	0.754	0.048	0.089	0.072
同僚に同性愛者や性同一性障害のある人がいる職場では働きたくない	0.153	0.015	-0.060	0.616	0.100	0.028
同性どうしの結婚も認めるべきだ (逆)	0.028	0.052	0.077	0.581	-0.054	0.191
自分の子どもが同性愛者であっても、親として子どもの側に立ち、力になる (逆)	0.117	0.042	0.067	0.558	0.032	0.038
差別をすることは、人間として最も恥ずべき行為である (逆)	0.093	0.103	0.080	0.043	0.622	0.115
社会的に弱い立場にある人の権利は、社会全体で守る必要がある (逆)	0.145	0.029	0.092	0.026	0.621	0.122
「男らしさ・女らしさ」の押しつけは、女性だけでなく男性も傷つけている (逆)	0.042	0.018	0.104	0.216	0.098	0.600
自殺者の7割が男性であることは、「男らしさ」の押しつけと無関係ではない (逆)	0.007	0.052	0.035	0.037	0.029	0.499
結婚退職、出産退職の慣行があることは、問題である (逆)	0.129	0.114	0.080	0.014	0.192	0.357
寄与率	9.1	8.7	7.5	7.1	6.1	5.4
累積寄与率	9.1	17.9	25.4	32.5	38.6	44.0
クロンバックの信頼性係数 α	0.676	0.838	0.738	0.612	0.589	0.501
因子の解釈	被害者責任否定	体罰否定	外国人受け入れ	性的マイノリティ受容	人権尊重	ジェンダー平等

因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

表13である。

表13の因子分析結果から、「被害者責任否定意識度」、「体罰否定意識度」、「外国人労働者受け入れ意識度」、「性的マイノリティ受け入れ意識度」、「人権尊重意識度」、「ジェンダー平等意識度」の6種の尺度を構成する。「高槻市調査2009」では、それぞれに該当する項目への回答において、人権意識が高いほど、「そう思う」4点、「どちらかといえばそう思う」3点、「どちらかといえばそう思わない」2点、「そう思わない」1点とした4件法の点数を加算し、それぞれの平均値を一人ひとりの得点とする。人権意識が高いほど、高い得点を示すことになる。

この尺度のメリットは、①人権意識を多角的に捉えることができること、②平均値を得点と

することで、個々の人権意識得点を標準化できることから、人権意識得点を相互に比較することができることにある。

これらの人権意識尺度を用いて、対象者全員の人権意識度を測定した結果が表14である。「体罰否定意識」は最も低く、一般論としての「人権尊重意識」は比較的高いことがわかる。

次に、表15は、人権意識度相互の関連を示したものである。「被害者責任否定意識」、「体罰否定意識」、「性的マイノリティ受け入れ意識」、「人権尊重意識」、「ジェンダー平等意識」は、相互に関連があり、いずれかの人権意識が高いと他の人権意識も相対的に高い傾向にあることがわかる。しかし、これらの人権意識度のなかで、「外国人労働者受け入れ意識」は、「被害者

表14 それぞれの人権意識の平均点

人権意識度	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
被害者責任否定意識	1449	1	4	2.505	0.665
体罰否定意識	1500	1	4	2.187	0.869
外国人労働者受け入れ意識	1410	1	4	2.465	0.793
性的マイノリティ受け入れ意識	1402	1	4	2.792	0.717
人権尊重意識	1542	1	4	3.410	0.561
ジェンダー平等意識	1421	1	4	2.752	0.672

表15 人権意識相互の相関係数

	被害者責任 否定意識	体罰否定意識	外国人労働 者受け入れ 意識	性的マイノ リティ受容 意識	人権尊重意識	ジェンダー 平等意識
被害者責任否定意識	1	0.364**	-0.028	0.233**	0.214**	0.146**
	0.000	0.301	0.000	0.000	0.000	0.869
	1449	1427	1333	1337	1442	1353
体罰否定意識	0.364**	1	0.000	0.139**	0.185**	0.188**
	0.000	0.985	0.000	0.000	0.000	0.561
	1427	1500	1377	1377	1475	1387
外国人労働者受け入れ意識	-0.028	0.000	1	0.081**	0.178**	0.181**
	0.301	0.985	0.003	0.000	0.000	
	1333	1377	1410	1313	1389	1326
性的マイノリティ受容意識	0.233**	0.139**	0.081**	1	0.095**	0.199**
	0.000	0.000	0.003	0.000	0.000	
	1337	1377	1313	1402	1385	1356
人権尊重意識	0.214**	0.185**	0.178**	0.095**	1	0.228**
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	1442	1475	1389	1385	1542	1401
ジェンダー平等意識	0.146**	0.188**	0.181**	0.199**	0.228**	1
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	
	1353	1387	1326	1356	1401	1421

** 相関係数は1%水準で有意(両側)。

上段：相関係数、中段：有意確率、下段：有効数

責任否定意識」および「体罰否定意識」と関連がなく、他の人権意識尺度とやや性質を異にしていると解釈できる。

〈知見7-1〉「被害者責任否定意識」、「体罰否定意識」、「性的マイノリティ受け入れ意識」、「人権尊重意識」、「ジェンダー平等意識」は、相互に関連があり、いずれかの人権意識が高いと他の人権意識も相対的に高い傾向にある。

〈知見7-2〉「外国人労働者受け入れ意識」は、「被害者責任否定意識」および「体罰否定意識」と関連がなく、他の人権意識尺度とやや性質を異にしている。

今後、人権意識調査をする時には、表13の因

子分析結果において、各因子で、因子負荷量の一番高い項目を組み合わせて、人権意識度を測る尺度を作ることができるものと推察される。

2 人権侵害に対する問題意識

「高槻市調査2009」では、上記のような人権意識を測る質問項目とは別に、「さまざまな人権侵害をどの程度問題があると思うか」を問う設問が13項目用意された。そこで、それら13項目を用いて因子分析を行い、人びとの人権侵害への問題意識の構造を探った。因子分析の結果は表16である。因子分析の結果、「社会的排除に対する人権侵害意識」、「権力濫用に対する人

表16 人権侵害への問題意識度

人権侵害への問題意識度	第1因子	第2因子	第3因子
住宅を選ぶ際に、同和地区を避けること	0.725	0.120	0.062
結婚する際に、相手の身元調査を行うこと	0.498	0.195	0.146
ホテルや旅館がハンセン病などの患者の宿泊を断ること	0.428	0.073	0.278
外国人市民の選挙を認めていないこと	0.318	0.218	0.215
非正規労働者などが不況を理由に解雇されること	0.124	0.641	0.088
野宿生活者になるのは、本人の責任が大きいとすること	0.235	0.492	0.111
警察での容疑者への取り調べが映像などで記録されず密室で行われること	0.060	0.331	0.244
HIV感染を理由に、職場を解雇されること	0.171	0.222	0.541
職場で支持政党を根拠に昇進・昇給をさせないこと	0.125	0.023	0.526
犯罪被害者やその家族の氏名や住所が、本人の了解なしに報道されること	0.121	0.217	0.349
寄与率	11.9	9.7	9.2
累積寄与率	11.9	11.9	9.7
クロンバックの信頼性係数 α	0.617	0.521	0.504
因子の解釈	排除する人権侵害	権力濫用人権侵害	スティグマ 人権侵害

因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

表17 人権侵害への問題意識度と人権意識度との関連

人権侵害への問題意識	被害者責任否定	体罰否定	外国人労働者受容	性的マイノリティ受容	人権尊重	ジェンダー平等
社会的排除は人権侵害	0.285 0.000 1379	0.188 0.000 1413	0.222 0.000 1341	0.251 0.000 1331	0.336 0.000 1444	0.304 0.000 1353
権力濫用は人権侵害	0.219 0.000 1408	0.226 0.000 1446	0.140 0.000 1366	0.082 0.002 1360	0.369 0.000 1479	0.264 0.000 1383
スティグマは人権侵害	0.261 0.000 1418	0.135 0.000 1460	0.109 0.000 1382	0.216 0.000 1374	0.240 0.000 1489	0.147 0.000 1395

上段：相関係数、中段：有意確率、下段：有効数

表18 部落問題についての問題意識・因子分析結果

部落問題の問題意識	第1因子	第2因子
生活が著しく貧困な状態に置かれていること	0.839	0.175
居住環境が悪く、劣悪な状態におかれていること	0.823	0.174
同和行政の成果が理解されず、周囲の市民からねたみ意識で見られること	0.391	0.244
就職や職場で不利な扱いを受けること	0.250	0.679
人権上の配慮を欠いた差別的言動を受けること	0.305	0.494
結婚問題で周囲が反対すること	0.132	0.487
すでに差別はなくなっている(逆)	0.055	0.439
寄与率	24.4	17.9
累積寄与率	24.4	42.3
クロンバックの信頼性係数 α	0.733	0.633
因子の解釈	上下差別	排除差別

因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

権侵害意識」、そして、「スティグマを貼ることを人権侵害とみなす意識」の因子を見出した。個々の回答について、「問題なし」1点、「どちらかといえば問題なし」2点、「どちらかといえば問題あり」3点、そして、「問題あり」4点として加算し、平均値を求めて、「人権侵害への問題意識尺度」とした。

そのうえで、人権意識度とさまざまな人権侵害への問題意識度との関連をみると、表17のように、いずれも強い関連があることがわかる。**〈知見8〉**人権意識の高い人ほど、さまざまな人権侵害に対して問題関心をいさぐ傾向が強い。

3 部落問題に対する問題意識

「高槻市調査2009」では、部落問題についても複数の設問が用意されている。その一つとして、回答者に、「部落問題について問題であると思うこと」を問う項目が9項目用意されており、「あてはまる」場合は○をつけることになっている。そこで、これらの設問を用いて、ここでも因子分析の手法により、人びとが部落問題を問題であると思っている程度を捉える尺度を構成する。分析結果は表18のとおりである。この結果より、「上下差別問題意識」と「排除差別問題意識」が別々の因子となったことは発見

表19 上下差別・排除差別問題意識と人権意識度との関連

人権意識に関する項目	部落・上下差別	部落・排除差別
被害者責任否定意識	0.134 0.000 1449	0.208 0.000 1449
体罰否定意識	0.026 0.316 1500	0.116 0.000 1500
外国人労働者受け入れ意識	0.097 0.000 1410	0.123 0.000 1410
性的マイノリティ受容意識	0.158 0.000 1402	0.210 0.000 1402
人権尊重意識	0.087 0.001 1542	0.134 0.000 1542
ジェンダー平等意識	0.119 0.000 1421	0.182 0.000 1421
社会的排除は人権侵害	0.196 0.000 1466	0.286 0.000 1466
権力濫用は人権侵害	0.088 0.001 1505	0.114 0.000 1505
スティグマは人権侵害	0.122 0.000 1514	0.224 0.000 1514

上段：相関係数、中段：有意確率、下段：有効数

であった。

「上下差別問題意識」と「排除差別問題意識」の尺度を構成し、該当する項目について、「あ

てはまる」1点、「あてはまらない」0点として加算し、平均点を求めることにした(表18中の(逆)の項目は配点を逆にしている)。

表19は、上下差別問題意識、排除差別問題意識と、それぞれの人権意識度、および人権侵害への問題意識との関連をみたものである。

分析結果から、部落問題として上下差別が存在すること、および排除差別が存在することを問題とみなす意識は、ほとんどの人権意識度、および人権侵害への問題意識度と高い関連のあることがわかる。ただし、上下差別問題意識と体罰否定意識との間には有意な関連がみられないのである。このことは、被差別部落に上下差別があることは問題であると認識している人びとであっても、体罰を否定する意識が高いとは言えないことを意味している。

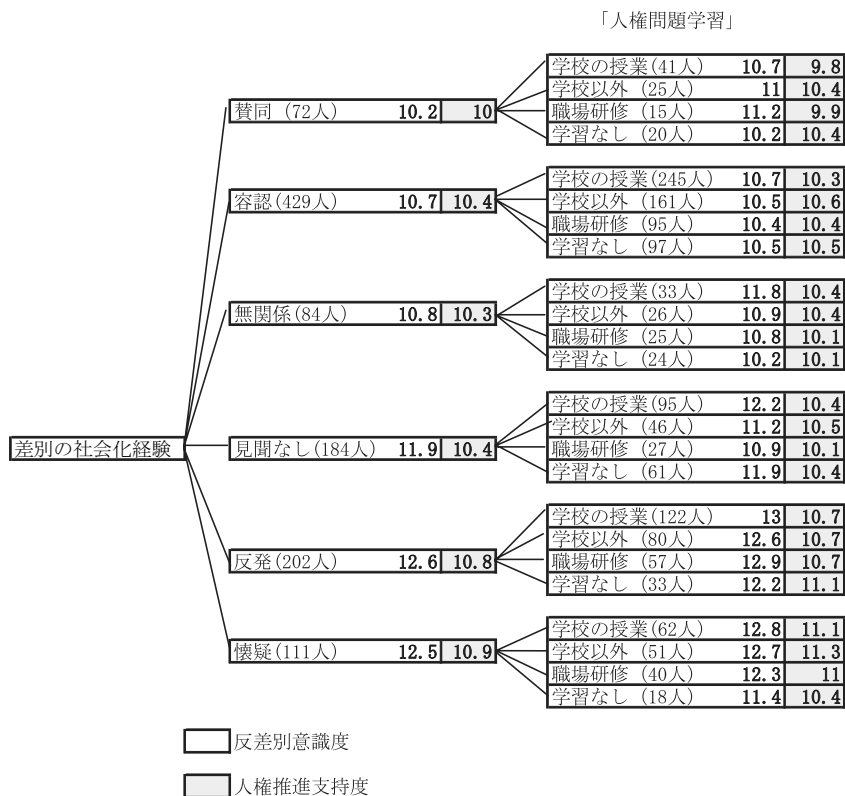
〈知見9〉 部落問題として、上下差別が存在

すること、また、排除差別が存在することを問題とみなす意識は、ほとんどの人権意識度、および人権侵害への問題意識と高い関連にある。

〈知見10〉 上下差別問題意識と体罰否定意識との間には有意な関連がみられないことから、被差別部落に上下差別があることは問題であると認識している人びとが、体罰を否定する意識が高いとはいえない。

「高槻市調査2009」における、人権意識は多元的であること、しかし、それらは相互に高い関連があること、との知見によると、いずれの人権意識でも高くなるように働きかけがなされたら、他の人権意識も高くなる可能性が高いことが窺える。また、多元的な人権意識のなかで、体罰否定意識が相対的に低く、今後の課題であることも浮かび上がってきた。

図2 差別の社会化経験と人権問題学習の経験の違いによる反差別意識度・人権推進支持度



6 人権問題学習と人権啓発の効果

1 人権問題学習の効果

おもに公的な機関において、さまざまな人権問題について学習することを、「人権問題学習」と捉えよう。人権問題学習の効果については、「明石市調査2010」から、測定手法と結果を紹介しよう。ただし、紙面の都合上、詳しい手続きは省略することをお断りしておきたい。

「明石市調査2010」では、これまでと同様の尺度化の手法で、人びとの反差別意識度と、表20から人権推進支持度の尺度を構成し、それらが、差別の社会化経験や人権問題学習の体験によって、どのように異なるかを、数値で示すことにした。図2である。

差別の社会化経験のない「見聞なし」の人の反差別意識度は11.9、人権推進支持度は10.4である。数値が高いほど、反差別意識度も人権推進支持度も高いことを意味する。

差別の社会化経験によって、差別することに賛同した人びと（10.2）が、何らかの人権問題学習を経験すると、反差別意識度が高くなっていることが認められる。しかし、差別の社会化

経験のない場合の反差別意識度（11.9）までは高まっていない。差別の社会化を経験して、無関心だった人（10.8）、反発を感じた人（12.6）、見識を疑った人びと（12.5）においては、学校での人権問題学習が反差別意識度を高めるうえで効果が認められる。しかし、そのほかの人権問題学習については、人権問題学習が反差別意識度を高めたり、人権推進支持度を高めたりするような顕著な傾向は認められない。

〈知見11〉 差別の社会化を経験して賛同した人でも、いずれかの機会に人権問題を学習した場合、反差別意識度が高くなる傾向にある。しかし、差別の社会化経験のない人と比べると、反差別意識度は低い。

〈知見12〉 差別の社会化を経験して反発や疑問をいだいた人びとにおいて、学校以外で、人権問題学習を経験しても、反差別意識度を高めたり、人権推進支持度を高めたりするような効果がみられない。

2 効果的な人権問題学習とは

次に、長年、取り組まれてきた人権問題学習のなかで、どのような学習が効果を上げてきたと言えるか、検討しよう。

表20 人権観の因子分析

人権観	第1因子	第2因子
差別をすることは、人間として最も恥ずべき行為である（逆）	0.710	0.019
社会的に弱い立場にある人の権利は、社会全体で守る必要がある（逆）	0.644	-0.066
人権は人が幸せに暮らしていく上で大切なものである（逆）	0.566	-0.194
人権を強調するあまり、権利に伴う義務や責任をおろそかにするのはよくない	-0.068	0.536
「みんな同じがよい」という考え方が一人ひとりの個性や違いを排除することにつながる	-0.044	0.449
寄与率	24.9	10.6
累積寄与率	24.9	35.5
クロンバックの信頼性係数 α	0.674	0.375
因子解釈	人権推進	人権抑制

因子抽出法：主因子法 回転法：Kaiserの正規化を伴うバリマックス法

注：人権観の項目のなかで、末尾に（逆）と記しているのは、回答を点数化するにあたり人権観が高いほど点数が高くなるように、「そう思う」4点、「どちらかと言えばそう思う」3点、「どちらかと言えばそう思わない」2点、「そう思わない」1点と、点数を逆にしたことを意味する。

表21 人権問題学習の感想の違いと反差別意識度

人権問題学習の感想		学校の授業で学習した				学校以外で学習した				職場の研修で学習した			
		N	平均値	標準偏差	T検定	N	平均値	標準偏差	T検定	N	平均値	標準偏差	T検定
1 人権の大切さがよくわかった	はい	282	12.1	3.1	**	197	11.8	2.9	**	126	11.7	2.9	—
	いいえ	337	11.3	3.1		206	10.9	2.8		140	11.1	2.9	
2 人権侵害(差別)の現実がよくわかった	はい	334	11.7	3.1	—	221	11.4	2.9	—	153	11.4	2.7	—
	いいえ	285	11.6	3.2		182	11.3	2.9		113	11.5	3.2	
3 差別は許せないと思う気持ちが強まった	はい	225	12.4	3.1	***	115	12.0	2.7	**	80	11.8	2.7	—
	いいえ	394	11.2	3.1		288	11.1	2.9		186	11.2	3.0	
4 話が難しくてよくわからなかった	はい	32	11.8	3.2	—	23	12.0	3.0	—	11	12.4	3.0	—
	いいえ	587	11.7	3.1		380	11.3	2.9		255	11.4	2.9	
5 自分にはあまり関係のない話だと思った	はい	62	11.1	3.0	—	21	10.7	3.0	—	18	10.5	2.9	—
	いいえ	557	11.7	3.1		382	11.4	2.9		248	11.5	2.9	
6 建前的な話でしんどかった	はい	80	10.5	3.3	***	63	10.5	2.7	*	41	11.4	3.4	—
	いいえ	539	11.8	3.1		340	11.5	2.9		225	11.4	2.8	

注：p<0.001 *** 0.001<p<0.01 ** 0.01<p<0.05 * p>0.05 —

表22 差別意識と人権問題学習との関連

差別意識・人権意識	1 学校の授業で学習したことがある	2 学校の授業以外の講演会などで学習した	3 職場の研修で学習したことがある	4 学習したことがない
差別の原因は、差別された人の側にもある	-0.110	-0.075	-0.034	0.123
	0.000	0.009	0.243	0.000
	1199	1199	1199	1199
いかなる差別も、完全になくすことはむずかしい	0.026	-0.056	-0.039	0.014
	0.367	0.051	0.175	0.626
	1216	1216	1216	1216

上段：相関係数、中段：有意確率、下段：有効数

表21は、これまでに、「学校の授業で学習したことのある」653人、「学校の授業以外の講演会などで学習したことがある」429人、「職場の研修で学習したことがある」280人について、学習の感想の違いによって、反差別意識度になんらかの違いがみられるかどうかを検討した結果である。ちなみに、これまで、一度も人権問題学習の経験のない人びとの反差別意識度の平均は11.2点である。

表21から読み取れる知見のみ示しておこう。

〈知見13〉 学校の授業や学校の授業以外で人権問題学習を経験した場合、「人権の大切さがよくわかった」や「差別は許せないと思う気持ちが強まった」といったプラスの感想をもった人ほど、反差別意識度は高い。しかし、「建前的な話でしんどかった」というマイナスの感想を持った人ほど、反差別意識度は低い傾向にある。

〈知見14〉 職場の研修を受けた人の場合、感想がどのようであれば、反差別意識度も人権推進支持度も有意差がみられない。

人権問題学習が、反差別意識度や人権推進支持度を高めるほかに、もう一点、人びとの差別観に与えたと思われる効果について紹介しておこう。

表22は、人権問題学習と「差別の原因は、差別された人の側にもある」という「被差別者責任論」、および、「いかなる差別も、完全になくすことはむずかしい」という「差別解消悲観論」との関連をみたものである。

知見は、以下のとおりである。

〈知見15〉 学校などで人権問題を学習した経験のある人ほど、「被差別者責任論」の考えは弱い傾向にある。

表23 人権啓発や広報活動の効果を測る

人権啓発広報 の効果評価	啓発広報 の効果評価	反差別意識度				人権推進支持度			
		N	平均値	標準偏差	T検定	N	平均値	標準偏差	T検定
1 講演会や研修会	あり	329	11.5	2.9	—	341	10.9	1.1	***
	なし	828	11.4	3.0		864	10.3	1.5	
2 啓発パネル等展示会	あり	84	11.8	3.3	—	96	11.0	1.2	***
	なし	1073	11.4	2.9		1109	10.4	1.5	
3 広報紙・パンフレット・ポスター	あり	350	11.2	2.8	—	371	10.8	1.2	***
	なし	807	11.5	3.0		834	10.4	1.5	
4 テレビ・ラジオ	なし	515	11.3	2.8	—	538	10.7	1.3	***
	あり	642	11.5	3.1		667	10.4	1.5	
5 映画・ビデオ	あり	253	11.4	3.0	—	267	10.8	1.3	***
	なし	904	11.4	2.9		938	10.4	1.5	
6 新聞・雑誌・週刊誌	あり	317	11.4	2.9	—	330	10.8	1.3	***
	なし	840	11.4	3.0		875	10.4	1.5	
7 ワークショップ	あり	86	11.8	3.3	—	91	10.7	1.3	—
	なし	1071	11.4	2.9		1114	10.5	1.5	
8 高齢者・障害者等の疑似体験	なし	172	11.9	3.2	*	184	10.8	1.2	**
	あり	985	11.3	2.9		1021	10.4	1.5	
9 高齢者・障害者等との交流会	あり	234	12.0	3.2	**	246	10.9	1.2	***
	なし	923	11.3	2.9		959	10.4	1.5	
10 メールマガジン	なし	45	12.0	2.7	—	50	10.8	1.2	—
	あり	1112	11.4	3.0		1155	10.5	1.4	

注：p<0.001 *** 0.001<p<0.01 ** 0.01<p<0.05 * p>0.05 —

〈知見16〉 学校などでの人権問題学習の経験の有無と、「差別解消悲観論」の考えとの間に関連はみられない。

〈知見15〉にみられるように、「被差別者責任論」を否定する意識が高くなることは、人権問題学習の明らかな効果と言えるだろう。しかし、〈知見16〉については、人権問題学習の課題が浮き彫りになったと言えるだろう。すなわち、これまでの人権問題学習では、みんなの努力によって差別はなくすことができるというメッセージが十分に伝えられてこなかったり、差別をどのようになくしていくことができるかということが、学習のテーマとして、ほとんど取り上げられてこなかったりしたことに起因していると推察される。

ちなみに、「三田市調査2007」によると、データは省略するが、「年齢が下がるほど、学歴が高いほど、差別をなくすことは難しいという意

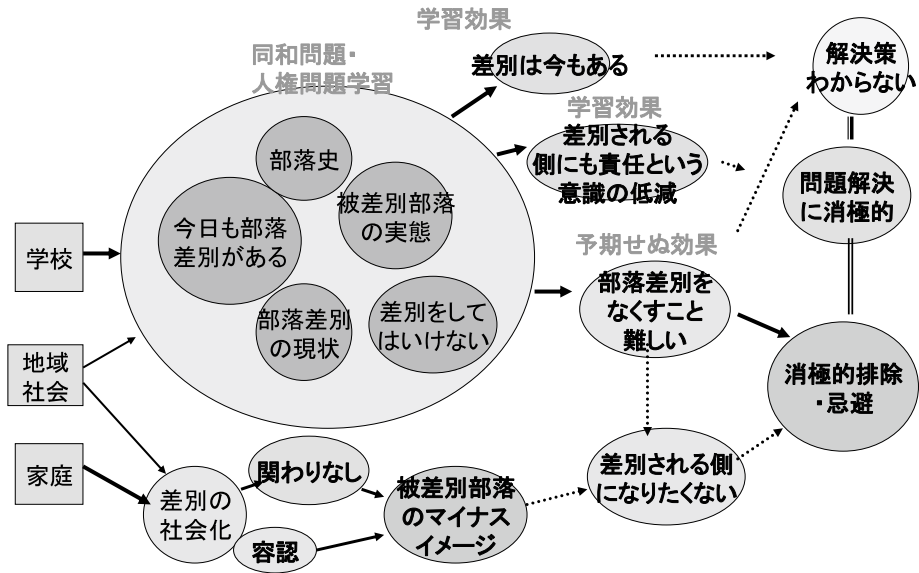
見の比率が高い」という知見が得られている。しかも、「差別をなくすことはむずかしいと思っている人は、被差別地域の人びととの関わりを避ける意識が強い」という知見も得られている。忌避意識の問題である。

3 効果的な人権啓発とは

最後に、どのような人権啓発が効果的なのかを示すデータを紹介しよう。

表23は、「明石市調査2010」において、さまざまな人権啓発や広報活動のなかで、どのような取り組みが反差別意識を高めたり、人権推進支持意識を高めたりするうえで効果があるのかを検討した結果である。それによると、比較的多くの人びとが経験している啓発や広報は、いずれも人権推進支持度と関連があり、このことから、市民に広く届くような人権啓発や広報活動が、市民の人権推進支持意識度を高めるうえで効果のあることがわかる。

図3 同和問題・人権問題学習と差別の社会化の“効果”



ところが、さまざまな人権啓発や広報活動のなかで、反差別意識度を高めるうえで効果が見られる取り組みは限られている。効果を上げていると解釈できる取り組みは、「高齢者・障害者等の疑似体験」と「高齢者・障害者等との交流会」である。

今後の人権啓発や広報活動のあり方に再検討を促す結果と言えるだろう。

〈知見17〉 どのような人権啓発広報活動も、積極的に取り組むことが人権推進支持度を高めるうえで効果がある。

〈知見18〉 人権啓発広報活動のなかで、体験学習や差別をされてきた人びとの交流が反差別意識を高めるうえで効果がある。

7 むすびにかえて

本稿で紹介した市民人権意識調査をとおして、市民の差別意識や人権意識の現状と人権問題学習の課題が明らかになってきた。

図3は、これまでの知見をふまえて、同和問題に限定して、人びとの差別意識の傾向から見える人権問題学習と差別の社会化の“効果”を

図示したものである。

図3をふまえて、これからの人権問題学習の課題について、次のように整理しておこう。

①身近な人から、だれかを差別するように教えられる「差別の社会化」を経験すると、多くの人は、差別を容認する傾向にある。しかも、差別を容認するような意識を身につけると、その後に、差別を否定するような人権問題学習を経験しても、差別の社会化の影響を打ち消すほど反差別意識度を高くすることは難しい。家庭や学校や地域のなかで、身近にいる大人が、子どもたちに差別することを教えたり、差別を肯定したりするような話をしないようお願いしたいところであるが、現実には難しい。とはいえ、差別の社会化が人びとの差別意識の形成にいかに大きな影響を及ぼしているかという点について、喚起を促すことは必要と言えるだろう。

②学校でも学校以外でも、人権問題学習の効果を上げる工夫が期待される。すなわち、「人権の大切さがよくわかる」、「差別は許せない

と思う気持ちが強まる」内容で、「建前的な話」に終わらないことである。

- ③学校でも学校以外でも、人権問題学習の効果として、「差別の原因は、差別された人の側にもある」という「被差別者責任論」の考え方は弱まっているようだ。しかし、「いかなる差別も、完全になくすことはむずかしい」という「差別解消悲観論」の考えを払拭できていない。「いかなる差別も、完全になくすことはむずかしい」にせよ、みんなの努力により、少しずつでも軽減していくことができるという希望を、まず、私たちが確認し合い、伝えていくことが必要だろう。さらに、どのようにすれば、差別をなくしていくことがで

きるかという差別解消の方法についての学習に、今後、力を注ぐことが重要課題と言えるだろう。

- ④さまざまな人権啓発や広報を活発に行うことが、市民の人権推進支持度を高めることに効果を上げてきたことは確かであるが、反差別意識を高めるうえで効果をあげてきたとはいえない。差別社会化の影響を弱め、反差別意識を高める手だてとして、被差別の当事者と積極的に交流できる機会をふやすような取り組みが期待される。

本稿の最後として、子どもの人権に関わる「体罰」の問題が、今、真っ先に取り組むべき重要な人権問題であることを強調しておきたい。

註

- (1)検定の結果、有意確率をpで示している。 $p < 0.001$ ***, $0.001 \leq p < 0.01$ **, $0.01 \leq p < 0.05$ *, $p \geq 0.05$ 一、というように、*印が多いほど関連が強いことを意味する。

引用文献

- 笠原正嗣・関根薫・筒井琢磨 2006 「四日市市民人権意識調査 自尊感情と人権意識について」『反差別人権研究みえ』(5), 55-79.
- 神原文子 2000 『教育と家族の不平等問題—被差別部落の内と外—』恒星社厚生閣
- 奥田均 2006 「『心理的差別の現実』・『忌避意識』及び『積極的態度の形成要因』に関する分析」大阪府『人

権に関する府民意識調査報告書(調査検討委員会分析)』55-78.

- 奥田均 2008 「人権意識調査の動向と今後のあり方(特集 人権行政を考える視点)」『部落解放研究』(181), 46-61.
- 佐藤裕 2002 「部落問題に関する人権意識調査のあり方と『差別意識論』の課題—大阪府2000年調査の経験から(後編)」『部落解放研究』(146), 56-69.
- 佐藤裕 2002 「部落問題に関する人権意識調査のあり方と『差別意識論』の課題—大阪府2000年調査の経験から(前編)(特集 各地の住民意識調査結果)」『部落解放研究』(144), 27-37.
- 内田龍史 2007 「レビュー/部落問題・人権問題意識調査の動向」『部落解放研究』(174), 75-80.